

## 角田市消防団協力事業所認定・表示制度実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、角田市消防団（以下「消防団」という。）の活動（以下「消防団活動」という。）に積極的に協力している事業所等に対し、協力事業所の認定及び表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所その他の団体をいう。
- (2) 協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認定した事業所等をいう。
- (3) 表示証 協力事業所に対し、消防団活動に協力する証として交付した認定証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長及び行政区長等の消防団活動を支援する者をいう。

(認定の申請及び推薦)

**第3条** 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等（以下「申請者」という。）は、角田市消防団協力事業所認定（更新）申請書（様式第1号。以下「認定（更新）申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。この場合において、認定（更新）申請書には次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業所等の案内書、パンフレットその他の事業所等の内容が分かる書類
- (2) 消防団活動に協力している内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 消防団長等は、角田市消防団協力事業所認定推薦書（様式第2号。以下「推薦書」という。）により、協力事業所として事業所等を市長に推薦することができる。この場合において、推薦書には前項各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(認定の決定及び基準)

**第4条** 市長は、前条に規定する認定（更新）申請書又は推薦書を受理したときは、その内容を審査し、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、認定の可否について、角田市消防団協力事業所（認定・不認定）通知書（様式第3号）により、第3条第1項の規定による申請の場合は申請者に、同条第2項の規定による推薦の場合は当該推薦をした消防団長等及び同項の規定により推薦された事業所等に通知するものとする。

3 第1項の審査は、次の各号に掲げる基準のいずれかを満たしているかどうかを審査するものと

する。

- (1) 消防団員である従業員を2人以上雇用し、かつ、従業員の消防団活動に対して、積極的に配慮している事業所等であること。
- (2) 災害時等に資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等であること。
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の強化等に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等であること。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、協力事業所が消防関係法令に違反したと認めるときは、協力事業所として認定しないものとする。

(表示証の交付)

**第5条** 市長は、協力事業所として認定を決定したときは、当該事業所等に対し、角田市消防団協力事業所表示証(様式第4号)を交付するものとする。

(認定・表示証交付整理簿の備付け)

**第6条** 市長は、協力事業所の認定及び表示証の交付に際して、角田市消防団協力事業所認定・表示証交付整理簿(様式第5号)を備え付け、事業所等の名称、所在地、認定期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示証の表示)

**第7条** 協力事業所は、交付を受けた表示証を表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

3 前項に規定する表示証の様式は、第5条に規定する角田市消防団協力事業所表示証のほか、表示証の寸法を縦横同率に拡大又は縮小したものとする。

(認定の期間)

**第8条** 認定の有効期間は、認定の日から2年以内とする。

2 認定が失効した事業所等は、第5条に規定する表示証を表示することができない。

(認定の更新)

**第9条** 協力事業所は、認定の有効期間が満了する場合に引き続き認定を受けようとするときは、認定の更新について申請することができる。

2 前項の申請は、認定(更新)申請書を提出して行うものとする。この場合において、認定(更

新) 申請書には次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業所等の案内書、パンフレットその他の事業所等の内容が分かる書類
- (2) 消防団活動に協力している内容が分かる書類
- (3) 第5条の規定により交付を受けた表示証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第4条から前条までの規定は、第1項に規定する申請に係る認定について準用する。この場合において、第5条の規定により交付された表示証は、引き続き使用するものとし、新たな表示証は交付しない。

(認定の辞退)

**第10条** 協力事業所は、認定を辞退することができる。

2 前項の辞退をする協力事業所は、辞退する理由を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(認定の取消し等)

**第11条** 市長は、協力事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第4条第3項に規定する基準を満たさないこととなったとき。
- (2) 事業を廃止又は休止したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき。
- (4) その他協力事業所として認定をすることが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、角田市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書(様式第6号)により通知するものとする。

3 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

**第12条** 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、協力事業所の認定及び表示証の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成23年1月1日から施行する。

角田市消防団協力事業所認定（更新）申請書

令和 年 月 日

角田市長 殿

事業所等所在地 \_\_\_\_\_  
事業所等名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
担当者名 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

角田市消防団協力事業所認定・表示制度実施要綱第3条第1項（第9条第2項）の規定により、角田市消防団協力事業所の認定（更新）について、下記のとおり申請します。

記

- 申請区分（該当する区分に✓点を記入してください。）
  - 新規（はじめて消防団協力事業所の認定を受ける場合）
  - 更新（認定の有効期間満了に伴い、引き続き認定を受ける場合）
- 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

○印	取 組 内 容
	消防団員である従業員を2人以上雇用し、かつ、従業員の消防団活動に対して、積極的に配慮している事業所等であること。
	災害時等に資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等であること。
	その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等であること。

特記事項（申請に関して特に記載する事項があれば記入してください。）

3. 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名	従業員名	所属消防団名
	角田市消防団 第 分団 第 部 第 班		角田市消防団 第 分団 第 部 第 班
	角田市消防団 第 分団 第 部 第 班		角田市消防団 第 分団 第 部 第 班
	角田市消防団 第 分団 第 部 第 班		角田市消防団 第 分団 第 部 第 班

4. 添付資料

- (1) 事業所等の案内書、パンフレットその他の事業所等の内容が分かる書類
- (2) 消防団活動に協力している内容が分かる書類
- (3) 更新の場合は、交付を受けた表示証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

角田市消防団協力事業所認定推薦書

年 月 日

角田市長 殿

推薦者

職 名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

角田市消防団協力事業所認定・表示制度実施要綱第3条第2項の規定により、次の事業所等を角田市消防団協力事業所として推薦します。

記

1. 推薦事業所等

事業所等所在地	
事業所等名称	
代表者名	
担当者名・電話番号	

2. 推薦事項（該当する項目に○印を付けてください。）

○印	取 組 内 容
	消防団員である従業員を2人以上雇用し、かつ、従業員の消防団活動に対して、積極的に配慮している事業所等であること。
	災害時等に資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等であること。
	その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等であること。

特記事項（申請に関して特に記載する事項があれば記入してください。）

### 3. 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名	従業員名	所属消防団名
	角田市消防団 第 分団 第 部 第 班		角田市消防団 第 分団 第 部 第 班
	角田市消防団 第 分団 第 部 第 班		角田市消防団 第 分団 第 部 第 班
	角田市消防団 第 分団 第 部 第 班		角田市消防団 第 分団 第 部 第 班

### 4. 添付資料

- (1) 事業所等の案内書、パンフレットその他の事業所等の内容が分かる書類
- (2) 消防団活動に協力している内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

第 号  
年 月 日

殿

角田市長 印

角田市消防団協力事業所（認定・不認定）通知書

年 月 日付けで申請（推薦）がありました角田市消防団協力事業所の認定について、角田市消防団協力事業所認定・表示制度実施要綱第 4 条の規定により、認定する・認定しない こととしたので通知します。

記

認 定 番 号	第 号
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 事 業 所 又 は 被 推 薦 事 業 所	名 称
	所 在 地
	代 表 者
推 薦 者	職 名
	氏 名
認 定 し な い 理 由	
特 記 事 項	

様式第 4 号（第 5 条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：50%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

様式第5号（第6条関係）

角田市消防団協力事業所認定・表示証交付整理簿

認定 番号	事業所等名	郵便番号	初回認定年月日	認定事項	備考 ※該当項目に☑
		所在地	現認定有効期間	(第4条第3項関係)	
		担当者名・電話番号	更新回数	※該当項目に☑	
				<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 2号	
				<input type="checkbox"/> 3号	
				<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 2号	
				<input type="checkbox"/> 3号	
				<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 2号	
				<input type="checkbox"/> 3号	
				<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 2号	
				<input type="checkbox"/> 3号	
				<input type="checkbox"/> 1号	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 推薦
				<input type="checkbox"/> 2号	
				<input type="checkbox"/> 3号	

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

角田市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書

第 号  
年 月 日

殿

角田市長 印

角田市消防団協力事業所としての認定を取り消したので、角田市消防団協力事業所認定・表示制度実施要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

なお、当該取消しに伴い、速やかに消防団協力事業所表示証を返還するとともに、角田市消防団協力事業所認定・表示制度実施要綱第 7 条に規定する表示を中止するものとします。

記

1. 取消しの事由

( )

(適用条項 角田市消防団協力事業所認定・表示制度実施要綱第 1 1 条  
第 1 項第 号)

2. 取消し年月日 年 月 日